

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第二四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人消防研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時にいて解散し、その資産及び債務は、その時にいて国が承継し、一般会計に帰属する。

二、研究所の平成十七年度に係る財務諸表の作成等については、総務大臣が従前の例により行い、業務の実績評価は総務大臣が受ける。

三、独立行政法人消防研究所法は、廃止する。

四、この法律の施行の際現に研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、消防庁の相当の職員となる。

五、この法律は、平成十八年四月一日から施行する。